

お客さま各位

広島市信用組合

## デビットカード取引規定の一部改定のお知らせ

平素は格段のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

2023年4月1日より日本電子決済機構が「デビットカード取引規定」および「Bank Pay 取引規定」を地方公共団体等公的機関が間接加盟店になることを想定して改定した旨の連絡があったため、これに伴い当組合は、2023年7月3日から、下記のとおりデビットカード取引規定を改定いたします。

なお、改定日以前にご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

## 記

## 1. 改定内容

- 新たに間接公的加盟期間の取扱いを追記
- 民法（債権関係）の改正に伴う改定
- 読替条項を追記

改正前の規定集はこちら ⇒ <https://www.hiroshimashi.shinkumi.jp/regulation/>

## 【新旧対照表】

## 第1章 デビットカード取引

新	旧
<p><b>3. (デビットカード取引契約等)</b></p> <p>(1) 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。)が成立するものとします。</p> <p>(2) 前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。</p> <p>① 当組合に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。</p> <p>② 加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者(以下本条において「譲受人」と総称します。)に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当組合は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。</p> <p>(3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、</p>	<p><b>3. (デビットカード取引契約等)</b></p> <p>前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店の間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。)が成立し、かつ当組合に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p>

新	旧
<p>売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p>	
<p><b>5. (読替規定)</b>            カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定の適用については、同規定第5条第1項中「預金の預入れ、払戻しまたは振込資金を預金口座からの振替により払戻し振込の依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ、払戻しまたは振込資金を預金口座からの振替により払戻し振込の依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第7条中「窓口でカードにより取り扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、同規定第8条第1項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第13条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。</p>	<p><b>5. (規定の変更)</b>            (1) この規定(第2章キャッシュアウト取引および第3章公金納付を含みます。)の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。            (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>

## 第2章 キャッシュアウト取引

新	旧
<p><b>3. (CO デビット取引契約等)</b>            (1) 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下「CO デビット取引契約」といいます。)が成立するものとします。            (2) 前項によりCOデビット取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。            ① 当組合に対する対価支払債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。            ② CO 加盟店銀行、CO 直接加盟店またはCO 任意組合その他の機構所定の者(以下本条において「譲受人」といいます。)に対する、対価支払債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当行は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。            (3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関してCO 加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、対価支払債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、対価支払債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他対価支払債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p>	<p><b>3. (CO デビット取引契約等)</b>            前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下「CO デビット取引契約」といいます。)が成立し、かつ当組合に対して対価支払債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p>
<p><b>7. (カード規定の読替)</b>            カードをCO デビット取引に利用する場合における</p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>るカード規定の適用については、同規定第5条第1項中「預金の預入れ、払戻しまたは振込資金を預金口座からの振替により払戻し振込の依頼をする場合」とあるのは「<u>預金の預入れ、払戻しまたは振込資金を預金口座からの振替により払戻し振込の依頼およびCOデビット取引をする場合</u>」と、同規定第7条中「窓口でカードにより取り扱った場合」とあるのは「<u>COデビット取引をした場合</u>」と、同規定第8条第1項中「<u>支払機または振込機</u>」とあるのは「<u>端末機</u>」と、「<u>払戻し</u>」とあるのは「<u>引落し</u>」と、同規定第13条中「<u>預金機・支払機・振込機</u>」とあるのは「<u>端末機</u>」と読み替えるものとします。</p>	

### 第3章 公金納付

新	旧
<p><b>1. (適用範囲)</b></p> <p>利用者が、次の各号のうちいずれかの者(以下「<u>公的加盟機関</u>」といいます。))に対して、<u>機構所定の公的加盟機関規約(以下本章において「規約」といいます。))に定める公的加盟機関に対する公的債務(以下「公的債務」といいます。))の支払いを行なうために、カードを提示した場合は、第1号においては規約所定の加盟機関銀行が、第2号においては規約所定の決済代行機関が当該公的債務を支払うものとします。この場合、利用者は、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額(第2号においては加盟機関銀行が決済代行機関に対し負担する補償債務に係る費用相当額)を支払う債務(以下「補償債務」といいます。))を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落し(総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。))によって支払う取引(以下本章において「デビットカード取引」といいます。))については、この章の規定により取扱います。</u></p> <p>(1) <u>規約を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関(以下本章において「加盟機関銀行」といいます。))と規約所定の公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。但し、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当組合のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。</u></p> <p>(2) <u>規約を承認のうえ、規約所定の決済代行機関と規約所定の間接公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。但し、規約所定の当該間接公的加盟機関契約の定めに基づき、当組合のカードを、間接公的加盟機関で利用することができない場合があります。</u></p> <p><b>2. (準用規定等)</b></p> <p>(1) <u>カードをデビットカード取引に利用することについては、前記第1章の2(利用方法等)ないし5(読替規程)を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「直接加盟店」を「決済代行機関」と、「加盟店銀行」を「加盟機関銀行」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。</u></p> <p>(2) (同右)</p> <p>(3) (同右)</p>	<p><b>1. (適用範囲)</b></p> <p>機構所定の公的加盟機関規約(以下本章において「規約」といいます。))を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関(以下本章において「加盟機関銀行」といいます。))と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人(以下「公的加盟機関」といいます。))に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務(以下「公的債務」といいます。))の支払いのために、カードを提示した場合は、規約に定める加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。この場合、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務(以下「補償債務」といいます。))を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落し(総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。))によって支払う取引(以下本章において「デビットカード取引」といいます。))については、この章の規定により取扱います。但し、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当組合のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。</p> <p><b>2. (準用規定等)</b></p> <p>(1) <u>カードをデビットカード取引に利用することについては、前記第1章の2(利用方法等)、3(デビットカード取引契約)および4(預金の復元等)を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。</u></p> <p>(2) 前項にかかわらず、前記第1章2.(3)③は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。</p> <p>(3) 前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引</p>

新	旧
	による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行なうことはできません。

#### 第4章 規定の変更

新	旧
<b>1. (規定の変更)</b> <u>当組合は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当組合所定の方法で利用者に通知することにより、この規定を変更できるものとします。</u>	(新設)

#### 2. 改正施行日

2023年7月3日(月)

以 上